

令和3年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 運営小委員会 議事録

開催日時 令和3年7月21日（水）午後3時10分～

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、下山 朗、深水麻里
労働者代表委員	北尾 亮、松田拓実、山本 勝
使用者代表委員	上村賢司、当麻和重、西田雅彦
事務局	恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (2) その他

3 主要経過・審議結果

(第1回全体会議)

【上林賃金室長補佐】

ただいまから、「第1回運営小委員会」を始めさせていただきます。本日の審議会は、「公開」として開始いたします。

まず、定足数の確認でございますが、本日は全員出席されておりますので、最低賃金審議会令

第5条第2項の規定による定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【藤本賃金室長】

開始時刻が遅くなりまして申しわけございませんでした。着席の上で話をさせていただきます。

本日の運営小委員会は、本年度最初の会議でございますので、このあと委員長及び委員長代理をご選出いただくまでの間、慣行といたしまして、議事進行は事務局である私、藤本が担当させていただきますと思います。

議題に入ります前に、運営小委員会委員の皆様をご紹介します。

資料 No. 1 運営小委員会委員名簿をご覧ください。

資料 No. 1

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員
下山 朗 委員
深水 麻里 委員

労働者代表

北尾 亮 委員
松田 拓実 委員
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員
当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員

(敬称略、五十音順)

以上でございます。

委員の皆様方、大変お忙しい中、ご参加いただきまして本当にありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして、奈良労働局労働基準部長の恒吉からご挨拶を申し上げます。

【恒吉労働基準部長】

奈良労働局労働基準部長恒吉でございます。

委員の皆様には、ご多用のところ奈良地方最低賃金審議会運営小委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、このたびは運営小委員会の委員へのご就任をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様もご存知のとおり、奈良県の特定最賃につきましては、4つの産業について定められております。そのうち、3つの産業につきましては、過日、奈良労働局長宛に賃金改正の申出がございましたので、7月19日に開催いたしました審議会の本審におきまして、奈良労働局長から特定最低賃金改定の必要性の有無について諮問をさせていただいたところでございます。

委員の皆様には、奈良県の様々な実情をご勘案のうえ、ご審議くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが運営小委員会の開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

【藤本賃金室長】

それでは、議題(1)「運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について」に入らせていただきます。

運営小委員会の委員長及び委員長代理の選出につきましては、運営規程第3条の定めるところにより、「公益を代表する委員のうちから選任する」こととなっております。

ご意見がございましたらお伺いしたいと思います、いかがでございますか。

(意見なし)

【藤本賃金室長】

特にご意見がないようでございますので、事務局からのご提案といたしまして、例年、委員長には本審の会長がご就任いただいておりますので、今年度につきましては伊東委員に、委員長代理には本審の会長代理である下山委員をお願いしてはと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

【藤本賃金室長】

はい、ありがとうございます。異議なしということでご賛同いただけましたので、そうしましたら伊東委員、下山委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

委員長をお引き受けいたします。

【下山委員】

委員長代理をお引き受けいたします。

【藤本賃金室長】

はい、ありがとうございます。それでは、委員長は伊東委員に、委員長代理は下山委員にお願

いすることといたします。

そうしましたら、伊東委員長、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

【伊東委員長】

はい。委員長を務めることになりました伊東でございます。皆様のご協力のもと、運営小委員会の議事運営を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではさっそくですが、議事を進行いたします。

議題(2)「運営小委員会の運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

それでは「運営規程の改正案」と「傍聴規程」についてご説明いたします。

まず、運営規程の改正案でございますが、資料 No.2「運営小委員会 運営規程(案)」をご覧ください。

各労働局では、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しておりますが、運営小委員会も同様に、運営規程を作成し、運営しているところでございます。

資料No.2の1ページと2ページは、令和元年8月に改正された現行の運営規程でございます。

3ページが新旧対比表となっております、右側が現行規程の内容、左側の赤字箇所が改正案の内容でございます。

4ページと5ページは、改正内容の溶け込み版となっております。

本件運営規程を改正する趣旨でございますが、運営小委員会は本来、委員の皆様方に会場までご参集いただき開催するものでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、万が一の場合であっても、リモート形式により運営小委員会を開催できるよう、その根拠を規定するものでございます。

改正内容であります運営規程の第5条を読み上げます。

「第1項 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

第2項 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。」以上でございます。

引き続きまして、資料No.3「運営小委員会 傍聴規程」をご覧ください。

これは本運営小委員会を公開するにあたりまして、その際に必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様でございます、変更点はございません。

内容の変更を提案しております「運営規程の改正案」につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

なお、本年度につきましては、リモートによるテレビ会議システムを使つての議事進行は、運営小委員会におきましては特に想定をしておりません。規程の変更ということでご審議をお願いいたします。以上でございます。

【伊東委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

【伊東委員長】

ご意見、ご質問が無いようですので、運営規程の改正案につきましてはこれを承認することとし、お手元の資料 No.2 の(案)を削除し、附則の施行期日を本日令和3年7月21日とご記入ください。

それでは、続きまして、議題(3)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤本賃金室長】

それではご説明いたします。

令和3年7月19日に開催されました第493回奈良地方最低賃金審議会におきまして、奈良労働局長から伊東眞一会長様に対し、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」をもちまして「諮問」したところでございます。

諮問文につきましては、資料 No.4「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」としてお付けしておりますのでご覧ください。

なお、読み上げにつきましては省略させていただきます。

以上でございます。

【伊東委員長】

それでは、これより「改正決定の必要性の有無」について審議を進めてまいります。ここからの審議に関し、審議内容の「公開」「非公開」について委員の皆様にご諮りたいと思います。

運営規程第7条では、原則として「公開」となっておりますが、同条但し書きにおいて「公開することにより委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合」は、委員長の判断により「非公開」とすることができるとされています。

運営小委員会では、委員の率直な意見交換ができることを優先し、運営規程第7条但し書きを適用し、ここからの審議を「非公開」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

【伊東委員長】

それでは、これより先の審議は「非公開」とさせていただきます。